

別表第1(第9条関係)

網走市営野球場使用料

利用種別\利用時間区分		全日	半日	時間	夜間照明30分 につき
		午前7時から 午後6時まで	午前7時から 午後1時まで 午後1時から 午後6時まで	1時間につき	
入場料を徴収 する場合	職業	最高入場料の 188人分	最高入場料の 126人分	最高入場料の 37人分	1,260 円
	一般	〃 126人分	〃 75人分	〃 25人分	
	高校生以下	〃 75人分	〃 50人分	〃 18人分	
入場料を徴収 しない場合	職業	5,040 円	2,520 円	620 円	
	一般	2,520 円	1,260 円	310 円	
	高校生以下	1,260 円	620 円	140 円	
練習	職業	2,520 円	1,260 円	310 円	
	一般	1,000 円	500 円	120 円	
	高校生以下	500 円	250 円	60 円	

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料の額が、入場料を徴収しない場合の使用料の額より少額の場合は、入場料を徴収しない場合の使用料の額を適用する。
- 2 利用種別が二つ以上にまたがるときは、その高額の方で計算する。
- 3 利用のための基準及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 時間利用欄は、3時間以内利用の場合に適用する。
- 5 夜間照明の利用は、午後6時から午後9時までとする。
- 6 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。
- 7 入場料とは、入場料、会費、賛助金、寄附金、その他名目のいかんを問わず、入場者から利用者が徴収する金銭及び利用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。

※10円未満切捨てなし